

伊国協ま第2号
令和7年4月8日

区長各位

伊豆の国市長
(協働まちづくり課)

令和7年度 地区要望書の提出について

令和7年度の地区要望書の提出につきましては、下記の内容を十分に御理解の上、提出をしていただくようお願い申し上げます。

記

1 地区要望書の目的

各区における諸問題を市が把握し対応するため。

2 事前相談

各区の諸問題については、必ず担当課に事前相談をお願いします。そのうえで要望書の提出が必要となった場合には、担当課もしくは協働まちづくり課へ御提出ください。担当課がわからない場合は、協働まちづくり課へ御相談ください。

【 例 】

◆道路・側溝の補修や河川に関すること

→ **建設課**（市役所別館2階、☎：055-948-2908）

◆農業用水路に関すること

→ **農林課**（あやめ会館1階、☎：055-948-1460）

◆防犯灯やカーブミラーの修繕や迷惑空き家に関すること

（防犯灯やカーブミラーの新設、移設は要望書の提出が必要）

→ **危機管理課**（市役所伊豆長岡庁舎1階、☎：055-948-1482）

◆市の所有する土地に関すること

→ **管財営繕課**（市役所伊豆長岡庁舎1階、☎：055-948-1451）

◆相談先が分からない場合

→ **協働まちづくり課**（市役所伊豆長岡庁舎2階、☎：055-948-1412）

3 要望書提出

地区要望書（別紙様式・市ホームページ「区連合会掲示板」へ掲載）

* 1つの要望事項につき要望書1枚提出（要区長印）

* 添付資料（地図・写真）をA4版に揃えて提出願います。

4 提出先

担当課もしくは協働まちづくり課

5 受付期間

第1次受付期間：令和7年8月29日（金）まで

最終受付期間：令和7年12月19日（金）まで

*大規模な工事となるような内容に関しては次年度予算に反映させるために、

第1次受付期間内に提出していただくようお願いします。

*要望内容にもよりますが、受付期間については年度内に調査・回答させていただくため、原則、最終受付日までに提出してください。

6 回答期間

要望書に対する回答は、随時行います。ただし、要望の内容によっては、回答に時間を要する場合があります。（建設課、農林課が担当する内容など）

7 回答に関する問い合わせ

本年度の回答に関する問い合わせは、担当課へ御連絡をお願いします。

過年度の回答に関する問い合わせは、協働まちづくり課へ御連絡をお願いします。

8 留意事項

◆ 要望された内容は、全て対応できるというものではありません。

◆ 要望は、**区としての要望**となりますので、公益性・公共性、区の特性を考慮した上で、**区民の同意が得られたものや周辺区民の承諾が得られたもの**に限定し、区長名にて提出をお願いします。個人の所有に係るものは市では対応できません。
また、**個人や組からの要望をそのまま提出することはせずに、必ず区内で精査**してください。

◆ 要望書に記載する要望内容は、1枚に1件のみとしてください。1枚の要望書に複数の案件や種別の異なる要望を記載しないよう、ご注意ください。

◆ 道路、施設、設備等の新設及び改良については、必ず現地の写真を添付してください。

◆ 予算の確保が出来ず実施不可となった要望は、再度要望していただいても構いません。

担当：協働まちづくり課 佐藤、大川

電話：055-948-1412

FAX：055-948-2915

E-mail：kyoudou@city.izunokuni.shizuoka.jp